

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策
中小企業者金融支援利子補給補助金交付要綱

制 定 令和5年6月23日 5経創第136号
最終改正 令和6年2月9日 5経創第565号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の経営革新を支援するため、予算の範囲内において長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに信州創生推進資金（事業展開・物流革新向け）（以下、「当該制度融資」という。）を受けた者のうち、以下のいずれの要件も満たす事業者とする。

- 一 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする者
- 二 一の貸付対象事業において中小企業経営構造転換促進事業補助金（長野県プラス補助金）の交付を受けない者

(交付対象経費)

第3条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの間に支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額1億5千万円を補助対象限度額とする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、受給資格者が当該制度融資を受けた日から起算して3年間とする。なお、3年間とは月賦払いによる36回目の約定利子支払日に含まれる期間までとする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者は当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとする受給資格者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、利子補給金の金額と交付対象要件等の内容を確認し、第3条第1項による利子補給金の金額をとりまとめて、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 受取利子証明(明細)書

二 委任状及び振替承諾書(様式第2号)

三 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、2月1日から翌年1月31日までに発生する利子について2月20日までに提出するものとする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(電子申請等)

第7条 受任者は前条第1項及び第3項の規定による交付の申請については、電子メールにより行うことができる。

2 受任者は、前項の規定に基づき電子メールにより交付申請を行う場合に、当該電子メールに添えて提出すべき書類を提出できないときは、当該メールを提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定について、申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電子メールにより行うことができるものとする。

(交付決定兼額の確定通知)

第8条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認め、額の確定をするときは交付決定兼額の確定通知書(様式第3号)及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

2 受任者は、前項に基づく交付決定兼額の確定通知を受けたときは、速やかに申請者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 受任者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 受任者は県の支払い後、速やかに受給資格者の指定口座に対して補給金を交付するものとする。

(書類の保存)

第11条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(申請者(受任者))

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策
中小企業者金融支援利子補給補助金交付申請書兼実績報告書

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援利子補給補助金交付要綱第6条第1項の規定により、当該補助金の交付について下記のとおり申請及び実績報告をします。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 添付資料
 - ・受取利子証明(明細)書(別紙)

(様式第2号)

委任状及び振替承諾書

当社(私)は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱店名)

(代表者氏名)

を代理人と定め、長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援助子補給補助金交付要綱第5条の規定により、利子補給金の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給金を交付するにあたり、県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が以下の口座へ振り替えることを承諾します。

(振り替え先口座)

金融機関名： _____

支店名： _____

預金種別： 普通 ・ 当座 _____

口座番号： _____

口座名義(カタカナ)： _____

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先：

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

(受任者)

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

長野県知事

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策
中小企業者金融支援助利子補給補助金交付決定兼額の確定通知書

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援助利子補給補助金交付要綱第8条の規定により、利子補給補助金の交付を決定し、その額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

2. 添付資料

- ・長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援助利子補給補助金交付決定額一覧表

(様式第4号)

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(申請者(受任者))

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策
中小企業者金融支援助利子補給補助金交付請求書

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援助利子補給補助金交付要綱第9条の規定により、当該補助金の交付について下記のとおり請求します。

記

補助金額 金 円

※振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載してください。